

## 資料 11-1

### 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書

長野県（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）は、浜岡原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全確保に係る連絡体制について、県民の不安を解消することを目的として、次のとおり覚書を交換する。

#### （異常時の通報）

第1条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲に対し、その内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

- （1）原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項に規定する事象が発生したとき。（特定事象通報）
- （2）原災法第15条第1項各号のいずれかに該当するとき。（原子力緊急事態宣言）
- （3）不測の事態により、発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が漏えいしたとき。
- （4）気体状又は液体状の放射性廃棄物の放出量が、乙が定める原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値を超えたとき。
- （5）原子炉の運転中において、原子炉施設の故障等により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき。
- （6）原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。
- （7）発電所の敷地内において火災が発生したとき。
- （8）発電所に係る放射性物質が盗取され、又は所在不明となったとき。
- （9）長野県内において発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の輸送中に事故が発生したとき。
- （10）その他発電所の安全確保に関し国に報告する事項又は前各号に準ずる異常が発生したとき。

#### （平常時の連絡体制）

第2条 甲及び乙は、それぞれの実務担当で構成する発電所に係る連絡会（以下「連絡会」という。）を定期的開催し、相互の連携の強化を図るものとする。

- 2 連絡会の運営に当たって、甲が乙に協力を求めた場合は、乙はこれに応ずるものとする。
- 3 連絡会の日時、場所、協議内容等は、甲及び乙が協議の上決定するものとし、連絡会の庶務は長野県危機管理部危機管理防災課において処理する。
- 4 連絡会において、乙は、甲に対し、発電所の安全確保対策に係る次に掲げる事項を報告するものとする。

- （1）発電所の原子炉施設及びこれに関連する施設等の新設及び増設並びに重

要な変更に関する事項

- (2) 発電所その他原子力発電の安全確保対策に係る計画及びその実施状況
- (3) 発電所の安全確保に関し、国の指示に基づき報告した事項

(その他)

第3条 この覚書に関し必要な事項及び定めのない事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

この覚書を交換するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を保管する。

平成24年2月13日

長野市大字南長野字幅下692番地2

甲 長野県知事 阿部守一

名古屋市東区東新町1番地

乙 中部電力株式会社  
代表取締役社長  
社長執行役員 水野明久

## 資料 11-2

### 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書

長野県（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全確保に係る連絡体制について、県民の不安を解消することを目的として、次のとおり覚書を交換する。

#### （異常時の通報）

第1条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、甲に対し、その内容を直ちに通報するとともに、その対策について速やかに報告するものとする。

- （1）原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項に規定する事象が発生したとき。（特定事象通報）
- （2）原災法第15条第1項各号のいずれかに該当するとき。（原子力緊急事態宣言）
- （3）不測の事態により、発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が漏えいしたとき。
- （4）気体状又は液体状の放射性廃棄物の放出量が、乙が定める原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値を超えたとき。
- （5）原子炉の運転中において、原子炉施設の故障等により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき。
- （6）原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。
- （7）発電所の敷地内において火災が発生したとき。
- （8）発電所に係る放射性物質が盗取され、又は所在不明となったとき。
- （9）長野県内において発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の輸送中に事故が発生したとき。
- （10）その他発電所の安全確保に関し国に報告する事項又は前各号に準ずる異常が発生したとき。

#### （平常時の連絡体制）

第2条 甲及び乙は、それぞれの実務担当者で構成する発電所に係る連絡会（以下「連絡会」という。）を定期的開催し、相互の連携の強化を図るものとする。

- 2 連絡会の運営に当たって、甲が乙に協力を求めた場合は、乙はこれに応ずるものとする。
- 3 連絡会の日時、場所、協議内容等は、甲及び乙が協議の上決定するものとし、連絡会の庶務は長野県危機管理部危機管理防災課において処理する。
- 4 連絡会において、乙は、甲に対し、発電所の安全確保対策に係る次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 発電所の原子炉施設及びこれに関連する施設等の新設及び増設並びに重要な変更に関する事項
- (2) 発電所その他原子力発電の安全確保対策に係る計画及びその実施状況
- (3) 発電所の安全確保に関し、国の指示に基づき報告した事項

(その他)

第3条 この覚書に関し必要な事項及び定めのない事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

この覚書を交換するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を保管する。

平成24年2月15日

長野市大字南長野字幅下692番地2

甲 長野県知事 阿部守一

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

乙 東京電力株式会社  
取締役社長 西澤俊夫

## 資料 11-3

### 長野県放射性物質事故災害等対策指針

#### 第 1 章 総則

##### 1 目的

この指針は、長野県の地域に係る放射性同位元素等取扱事業所事故及び放射性物質の不法廃棄による災害（以下「放射性物質事故災害等」という。）に関する対策について、必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

##### 2 定義

この指針における用語の意義は次のとおりとする。

- ・「放射性物質」…原子力基本法第 3 条第 1 項に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- ・「放射性同位元素等取扱事業者」…放射線障害防止法第 3 条、第 3 条の 2、第 3 条の 3、第 4 条及び第 4 条の 2 に規定する放射性同位元素の許可使用者、届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者をいう。
- ・「放射性同位元素等取扱事業所」…放射線同位元素等取扱事業者が許可又は届出を行っている工場又は事業所をいう。

#### 第 2 章 放射性物質に係る事故災害等予防対策

放射性物質事故災害等に対する第 3 章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

##### 1 放射性同位元素等取扱事業所に係る事故災害予防対策

###### (1) 放射性同位元素等取扱事業所の把握等

県及び市町村は、文部科学省、消防庁等からの情報等を基に、放射性同位元素等取扱事業所の所在地、取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。（危機管理部）

###### (2) 放射性同位元素等取扱事業所の事前調査

消防機関は、管轄する区域内の放射性同位元素等取扱事業所について、施設配置・立地状況等、危険時の施設管理者等の配置体制・自衛消防組織・消防設備等の状況、放射性物質の種類・性質・数量・保管場所等、放射性廃棄物の所在と危険度、火災等事故時における関係機関との役割分担・連携方法及び消防活動上の留意点

(危険区域の範囲、放射性物質等の適当な消火方法等)を、予防査察等により事前に調査しておくものとする。

### (3) 放射線検出体制の整備

消防機関は、放射線危険区域の設定等の判断資料を得るため、放射線検出体制及び連携方法について、事業所側と予め協議し、定めておくものとする。

### (4) 消火活動体制の整備

消防機関は、被ばくや汚染のおそれを十分勘案し、事業所の防災責任者を含めた消防本部及び消防団の指揮命令系統を予め整備しておく。更に、事前に調査した事項を踏まえ、火災発生時の現場で実際に活用できるよう、警防計画の作成に努めるものとする。

## 2 防護資機材の整備

県、市町村、警察及び消防機関は、放射性物質事故災害等に備えて、放射線被ばく線量検出及び救助・救急活動に必要な防災資機材の整備に努めるものとする。

## 第3章 災害応急対策及び復旧

放射性物質事故災害等に係る災害応急対策及び復旧につき、下記以外の項目については、長野県地域防災計画原子力災害対策編第3章及び第4章を準用する。

### 第1節 放射性同位元素等取扱事業所事故対策

#### 1 事故発生直後の情報の収集・連絡

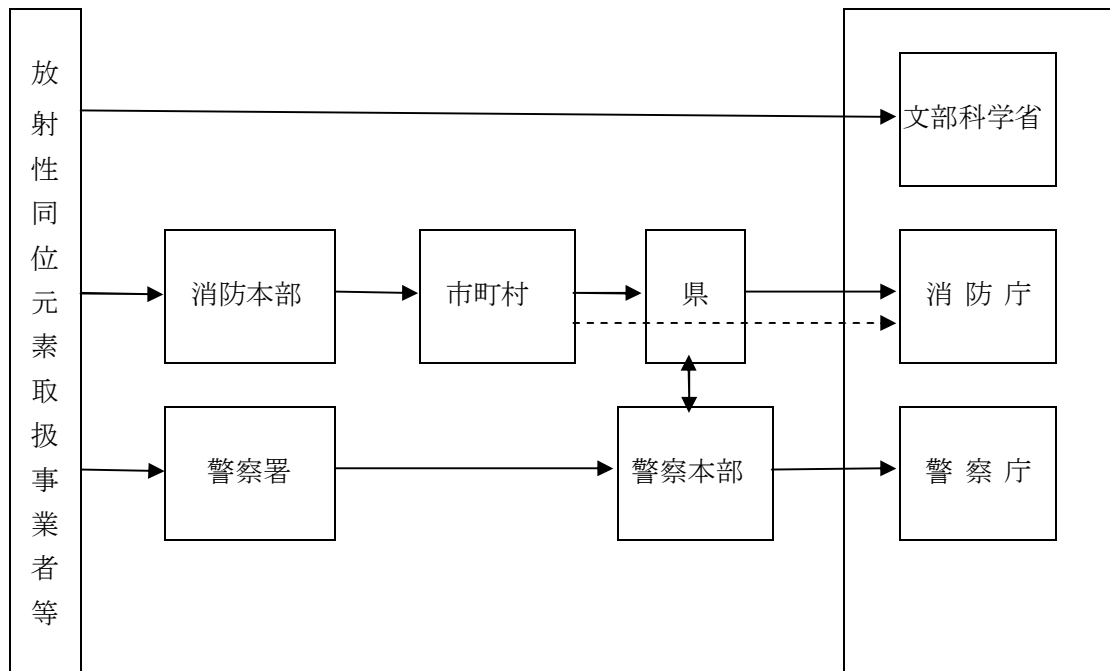
##### (1) 放射性同位元素等取扱事業者等の事故情報等の連絡

放射性同位元素等取扱事業者等は、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合においては、直ちにその旨を警察署に通報する。また、放射性同位元素等取扱事業者等は、遅滞なく、その旨を文部科学省に届け出ることとする。(放射線障害防止法第33条第2項、第3項)。併せて消防本部にも通報する。

(2) 県は警察本部等から連絡を受けた場合は、直ちにその旨を消防庁に報告する。併せて関係市町村に連絡する。

(3) 市町村は、放射性同位元素等取扱事業所において、火災の発生(発生のおそれがあるものを含む。)を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

(4) 放射性同位元素等取扱事業所の事故発生に係る連絡系統



## 2 活動体制

### (1) 放射線同位元素等取扱事業者の活動体制

放射線同位元素等取扱事業者は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

また、放射線同位元素等取扱事業者は、事故発生後直ちに人命救助、消火、汚染防止、立入制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとし、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を警察官又は消防吏員に提供するものとする。

### (2) 警察機関の対応

事故の通報を受けた最寄りの警察署は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、放射線同位元素等取扱事業者と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

### (3) 消防機関の対応

事故の通報を受けた管轄の消防本部は、直ちにその旨を県及び市町村に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、放射線同位元素等取扱事業者と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

### 3 放射性物質の除去等

放射線同位元素等取扱事業者は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、状況に応じて事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

## 第2節 放射性物質の不法廃棄事案の対策

### 1 不法廃棄事案発生時の情報伝達

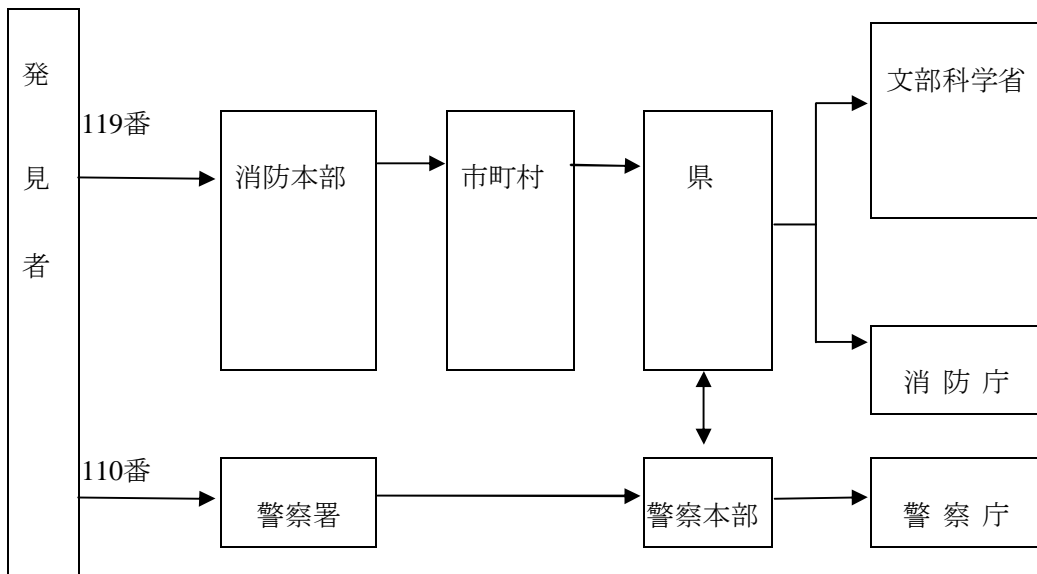
#### (1) 情報の収集・連絡

ア 放射性同位元素等取扱事業所外において放射性物質を発見した者は、直ちにその旨を管轄の消防本部、最寄りの警察署に通報し、通報を受けた消防本部は市町村に、警察署は警察本部に連絡する。

イ 連絡を受けた市町村は、県に報告するものとし、県は文部科学省及び消防庁に報告する

ウ 不法廃棄事案発生時の情報収集・連絡系統

不法廃棄事案発生時の情報収集・連絡系統は次のとおりとする。



#### (2) 報告後の対応

国、県、市町村及びその他関係機関は、相互に密接な連携を図り対応することとする。

### 2 活動体制の確立

#### (1) 県の活動体制（危機管理部・環境部）

ア 県は、不法廃棄の通報を受けた場合、状況に応じて職員の非常参集、情報の収



集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、市町村及びその他関係機関と緊密な連携を図りつつ状況の把握に努めるものとする。

イ 県は、国との連絡調整をはかりつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など対策についての支援・協力を要請するものとする。

(2) 市町村の活動体制

市町村は、不法廃棄の通報を受けた場合、状況に応じて職員の非常参集、情報収集、連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県及び関係機関と緊密な連携を図りつつ、状況の把握に努めるものとする。

(3) 警察機関の対応

不法廃棄の通報を受けた最寄りの警察署は、不法廃棄の状況把握に努めるとともに、状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

(4) 消防機関の対応

不法廃棄の通報を受けた管轄の消防本部は、直ちにその旨を県及び市町村に報告するとともに、不法廃棄の状況の把握に努め、状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

### 3 放射性物質の除去等

県及び市町村は、必要に応じて不法廃棄された放射性物質の処理及び除染作業を行う。また、放射性物質を不法廃棄した者は、環境の汚染への対処に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。（環境部）

資料11-4 県内の放射線障害防止法対象事業所数(平成23年4月1日現在)

事業所種別(※1)	事業所数	使用区分内訳(※2)		
		密封型	非密封型	発生装置
使用事業所	91	74	7	10
販売事業所	3	3	0	0
賃貸事業所	3	3	0	0
廃棄事業所	0	0	0	0
計	97	80	7	10

文部科学省ホームページ>原子力・放射線安全確保>規制の現状より  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/anzenkakuho/boushihou/1261253.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/boushihou/1261253.htm)

※1 事業所種別

- 使用事業所 放射線障害防止法第3条による許可を受けている事業所及び第3条の2による届出を行っている事業所
- 販売・賃貸事業所 同法第4条による届出を行っている事業所
- 廃棄事業所 同法第4条の2による許可を受けている事業所

※2 使用区分内訳

- 密封型 密封された放射性同位元素を扱う事業所
- 非密封型 密封されていない放射性同位元素を扱う事業所
- 発生装置 サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置

## (参考)

## 放射線障害防止法の対象事業所一覧(平成23年4月1日現在)

## 1. 使用事業所

## 長野

事業所名	郵便番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
信州大学繊維学部	386-8567	長野県上田市常田三丁目15番1号		○		教	使第376号	60
長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院	384-0301	長野県佐久市臼田197番地			○	医	使第420号	59
信州大学ヒト環境科学研究支援センター	390-8621	長野県松本市旭三丁目1番1号		○		教	使第489号	60
長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院	383-8505	長野県中野市西1丁目5番63号			○	医	使第584号	59
信州大学医学部附属病院	390-8621	長野県松本市旭三丁目1番1号	○		○	医	使第586号	61
独立行政法人国立病院機構 信州上田医療センター	386-8610	長野県上田市緑ヶ丘一丁目27番21号			○	医	使第1909号	71
独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター 松本病院	399-8701	長野県松本市村井町南2丁目20番30号			○	医	使第2329号	73
株式会社キッツ 伊那工場	399-4496	長野県伊那市東春近7130	○			民	使第2817号	76
豊科フィルム株式会社 豊科工場	399-8205	長野県安曇野市豊科5050番地	○			民	使第3368号	81
長野赤十字病院	380-8522	長野県長野市若里5丁目22番1号	○		○	医	使第3596号	83
しなのポリマー株式会社 塩尻工場	399-0014	長野県塩尻市大字広丘堅石2146番地5	○			民	使第3672号	84
寿製薬株式会社 総合研究所	389-0697	長野県埴科郡坂城町大字上五明字東川原198番地		○		研	使第3938号	87
株式会社 医学生物学研究所	396-0002	長野県伊那市手良沢岡1063番地103の1		○		研	使第4352号	92
飯田市立病院	395-0814	長野県飯田市八幡町438	○		○	医	使第4404号	92
長野市民病院	381-8551	長野県長野市大字富竹1333番地1	○		○	医	使第4580号	95
独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター 中信松本病院	399-0021	長野県松本市大字寿豊丘811番地			○	医	使第4640号	96
諏訪赤十字病院	392-8510	長野県諏訪市湖岸通り5丁目11番50号			○	医	使第4833号	98
社会医療法人財団慈泉会 相澤病院	390-8510	長野県松本市本庄二丁目5番1号	○	○	○	医	使第4892号	00
キッセイ薬品工業株式会社 薬物動態研究所	399-8710	長野県松本市芳野19番48号		○		民	使第4922号	00
王子板紙株式会社 松本工場	399-0033	長野県松本市大字笹賀5200番地1	○			民	使第5090号	02
伊那中央病院	396-8555	長野県伊那市小四郎久保1313番地1			○	医	使第5109号	02
医療法人 青樹会 一之瀬脳神経外科病院	390-0852	長野県松本市島立2093	○		○	医	使第5420号	05
JA長野厚生連 長野PET・画像診断センター	380-0928	長野県長野市若里六丁目6番10号	○	○	○	医	使第5550号	06
長野県立こども病院	399-8288	長野県安曇野市豊科3100			○	医	使第5678号	10
長野県立木曽病院	397-8555	長野県木曽郡木曽町福島6613番地4			○	医	使第5679号	10
長野県農業試験場	382-0072	長野県須坂市小河原 492	○			研	届第1-274号	76
社団法人 上田薬剤師会 検査センター	386-0016	長野県上田市大字国分994番地1号	○			研	届第1-310号	77
株式会社 コーエキ 環境分析センター	394-0031	長野県岡谷市田中町三丁目3番24号	○			民	届第1-311号	77
株式会社 信濃公害研究所 佐久検査センター	384-2305	長野県北佐久郡立科町大字芦田1825番地	○			研	届第1-344号	79
社団法人 長野県農村工業研究所	382-0084	長野県須坂市大字須坂787番地1	○			他	届第1-386号	82
信州大学理学部	390-8621	長野県松本市旭三丁目1番1号	○			教	届第3-42号	77

事業所名	郵便番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
信州大学教育学部	380-8544	長野県長野市大字西長野6番地の口	○			教	届第3-73号	89
日本フェンオール株式会社 長野工場	399-8205	長野県安曇野市豊科448-1番地	○			民	届第6-1315号	79
ミヤマ株式会社 技術開発センター	381-2247	長野県長野市青木島三丁目2番1号	○			民	届第6-2445号	93
株式会社 環境技術センター	399-0033	長野県松本市大字笹賀5652-166	○			民	届第6-2904号	99
長野県薬剤師会 検査センター	390-0802	長野県松本市旭二丁目11番20号	○			他	届第7-1386号	94
長野県環境保全研究所	380-0944	長野県長野市大字安茂里字米村1978番地の1	○			他	届第7-1673号	01
信州大学 工学部	380-8553	長野県長野市若里四丁目17番1号	○			教	届第8-261号	05
日本プレーティング株式会社 環境公害検査センター	386-0027	長野県上田市常磐城三丁目4番1号	○			民	届第8-372号	05
株式会社 ネイテック	381-2233	長野県長野市川中島町上氷鉋804番地1号	○			民	届第8-405号	05
株式会社 科学技術開発センター	381-0025	長野県長野市大字北長池字南長池境2058番3号	○			民	届第8-432号	05
イー・ステージ株式会社	389-0209	長野県佐久市小田井501-4	○			民	届第8-442号	05
ユートピア産業株式会社	381-2241	長野県長野市青木島町青木島乙258番地1	○			民	届第8-540号	05
株式会社公害技術センター 松本支店	399-0015	長野県松本市平田西一丁目1番26号	○			民	届第8-621号	05
環境未来株式会社 分析センター	390-1103	長野県東筑摩郡朝日村古見3757番地1	○			民	届第8-633号	05
株式会社 ヤマコー	389-2253	長野県飯山市大字飯山268-9	○			民	届第8-700号	05
ルビコン株式会社 技術センター	399-4593	長野県上伊那郡南箕輪村字北原1634-4	○			民	届第8-718号	05
新光電気工業株式会社 新光開発センター	381-0014	長野県長野市大字北尾張部36番地	○			民	届第8-742号	05
伊那食品工業株式会社 本社	399-4498	長野県伊那市西春近5074番地	○			民	届第8-743号	05
アスザックフーズ株式会社	382-0041	長野県須坂市米持町293番地45号	○			民	届第8-759号	05
直富商事株式会社 技術研究室	381-0021	長野県長野市大字屋島231番地1	○			民	届第8-812号	05
株式会社 環境科学	390-1242	長野県松本市大字和田4709番地	○			民	届第8-831号	05
南信環境管理センター株式会社	399-4601	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪12253番地	○			民	届第8-836号	05
株式会社 土木管理総合試験所	388-8006	長野県長野市篠ノ井御幣川877番地1	○			民	届第8-848号	05
株式会社 エスコ	381-0006	長野県長野市大字富竹字弘誓173番地の2	○			民	届第8-856号	05
社団法人 上伊那薬剤師会	396-0011	長野県伊那市大字伊那部9番地	○			他	届第8-891号	05
社団法人 長野県労働基準協会連合会 環境測定部 長野測定所	380-0918	長野県長野市アークス2番3号	○			他	届第8-904号	05
株式会社 東信公害研究所	386-0005	長野県上田市大字古里36の9	○			民	届第8-927号	05
社団法人長野県食品衛生協会 食品衛生試験研究所	380-0872	長野県長野市南長野聖徳545番地3号	○			他	届第8-953号	05
社団法人 長野県労働基準協会連合会 環境測定部 諏訪測定所	392-0013	長野県諏訪市沖田町四丁目壱貳番地	○			他	届第8-1033号	05
(長野県)松本保健所	390-0852	長野県松本市大字島立1020番地 長野県松本合同庁舎	○			他	届第8-1036号	05
社団法人長野県食品衛生協会 松本食品衛生検査所	390-0841	長野県松本市渚 1-742-78	○			他	届第8-1195号	05
長野市保健所	380-0928	長野県長野市若里六丁目6番1号	○			他	届第8-1236号	05
独立行政法人 水産総合研究センター 増養殖研究所 内水面研究部	386-0031	長野県上田市小牧1088	○			他	届第8-1283号	05
社団法人 長野県労働基準協会連合会 松本測定所	390-1243	長野県松本市神林小坂道7107-55	○			他	届第8-1290号	05

事業所名	郵便番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
財団法人 長野県下水道公社 千曲川下流管理事務所	381-0001	長野県長野市大字赤沼字申高2455	○			他	届第8-1388号	06
長野県パトロール株式会社	385-0014	長野県佐久市大字三河田493-1	○			民	届第8-1453号	06
長野県長野保健所	380-0936	長野県長野市中御所岡田98-1番地	○			他	届第8-1501号	06
長野県農業試験場	382-0072	長野県須崎市小河原492	○			他	届第8-1511号	06
社団法人長野県労働基準協会連合会 環境測定部・上田測定所	389-0517	長野県東御市県字保利田548-1	○			他	届第8-1545号	06
財団法人 中部公衆医学研究所	395-0051	長野県飯田市高羽町六丁目2-2	○			他	届第8-2020号	08
丸善食品工業株式会社 本社工場	387-8585	長野県千曲市大字寂蒔880番地	○			民	届第8-2289号	08
株式会社 新日通防災機器	396-0021	長野県伊那市西町区下春日町4927-8	○			民	届第8-2393号	08
富士防災設備株式会社 松本支社	390-0864	長野県松本市宮渚本村3番1号	○			民	届第8-2461号	08
コバボースシステム株式会社	690-0811	長野県松本市中央2丁目8番11号	○			民	届第8-2471号	08
長野工業高等学校	380-0948	長野県長野市差出南3-9-1	○			教	届第8-3121号	09
新日本空調株式会社 技術開発研究所	391-0013	長野県茅野市宮川字墨筋内7033-182	○			民	届第8-3271号	09
姫川建設株式会社	399-9211	長野県北安曇野郡白馬村大字神城6848-5	○			民	届第8-3575号	09
藤森建設工業株式会社 篠ノ井築堤その2工事	388-8002	長野県長野市篠ノ井東福寺610-2	○			民	届第8-3876号	09
長野市消防局	380-0901	長野県長野市大字鶴賀1730-2	○			他	届第8-4105号	10
松本広域消防局	390-0841	長野県松本市渚1丁目7番12号	○			他	届第8-4129号	10
橋詰防災	386-0501	長野県上田市武石鳥屋73番地27	○			民	届第8-4296号	10
大成建設株式会社 平成20年度小渋ダム土砂バイパストンネル工事	399-3801	長野県上伊那郡中川村大草6918	○			民	届第8-4376号	10
山洋電気株式会社 上田事業所 神川工場	386-8634	長野県上田市殿城5-4	○			民	届第8-4431号	10
株式会社 日本試験工業試験所 美和ダム貯水池 浚渫工法試験場	396-0402	長野県伊那市長谷溝口(美和ダム三峰堰)	○			民	届第8-4434号	10
ナパック株式会社	399-4117	長野県駒ヶ根市赤穂14-1823	○			民	届第8-4547号	10
太陽誘電モバイルテクノロジープロダクツ株式会社	382-8501	長野県須崎市大字小山460	○			民	届第8-4640号	10
社団法人 長野市薬剤師会 検査センター	380-0928	長野県長野市若里5丁目11番地1	○			他	届第8-4651号	10
太陽誘電モバイルテクノロジープロダクツ株式会社	382-8501	長野県須崎市大字小山460	○			民	届第8-4683号	10
橋詰防災	386-0501	長野県上田市武石鳥屋73番地27	○			民	届第8-5179号	10
株式会社 シーテック 長野支社	381-0043	長野県長野市吉田1-8-15	○			民	届第8-5719号	11
株式会社カネトモ 平成22年度中村工業用地造成工事その1	391-0215	長野県茅野市中大塩23-15株式会社カネトモ 中村現場事務所	○			民	届第8-5723号	11
陸上自衛隊第12旅団第13普通科連隊	390-0844	長野県松本市高宮西1-1	○			他	届第8-5861号	11
小林建設工業株式会社 平成22年度社会資本整備総合交付金事業道路築造工	385-0016	長野県佐久市鳴瀬市道S12-82号線(琵琶島橋先線)	○			民	届第8-5863号	10

### 2. 販売事業所

事業所名	郵便番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
株式会社 北信理化	380-0918	長野県長野市アークス5番7号	○			民	販第284号	85
高山理化精機株式会社 長野営業所	381-2241	長野県長野市青木島町青木島265-1	○			民	販第378号	97
株式会社 土木管理総合試験所	388-8006	長野県長野市篠ノ井御幣川877番地1	○			民	販第505号	07

### 3. 賃貸事業所

事業所名	郵便番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
山内商事株式会社	380-0918	長野県長野市アークス13番7号	○			民	賃第119号	10
株式会社 シーティーエス	386-0005	長野県上田市古里115番地	○			民	賃第21号	07
株式会社 土木管理総合試験所	388-8006	長野県長野市篠ノ井御幣川877番地1	○			民	賃第24号	07